

# 令和8年度敬老行事補助金について

塩尻市健康福祉部地域共生推進課高齢支援係

## 1 趣旨

各地区で行う敬老行事に対して補助金を交付し、高齢者の長寿を祝い、高齢者の福祉向上を図るものです。

## 2 補助対象となる事業

区等（公民館・公民館分館・社協支部・社協分会含む。以下「実施団体」）が主催となり開催する敬老行事（敬老祝賀会・祝会等）に対して、補助金を交付します。

### ● 実施にあたっての留意点

- ・補助金の交付は、**1区につき1団体限り**です。
- ・敬老事業を実施しない場合は補助金の交付申請は不要です。  
その際は、地域共生推進課まで御連絡ください。

### ● 事業の実施形態について

集会形式のイベントだけでなく、実施団体から**対象者に祝品を配布する等の事業も補助対象**となります。祝品の配布を行う際は、交通事故等に十分御注意の上、実施いただきますようお願いいたします。

### ● 祝品（記念品）について

金券は祝品として認めますが、**現金は補助対象外**（祝品として認めない）とします。

## 3 補助金の基準日及び対象

- **基準日** 令和8年7月1日
- **対象者の条件** 基準日に本市に住所を有し、かつ、令和9年3月31日において75歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）の者  
**※年度内に75歳に到達する人を含みます。**

本事業につきましては、令和9年度より補助金の見直しを予定しております。より持続可能な支援のあり方を検討しての見直しとなりますので、何卒御理解と御了承を賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、改めて御報告いたします。

## 4 申請書一式及び対象者名簿の送付

申請書一式及び基準日7月1日時点の「対象者名簿」を作成し、代表者宛てに送付します。

### 対象者名簿における対象者の取り扱いについて

#### 1 施設入所者等の取り扱いについて

福祉施設（特養、有料老人ホーム）入所者等は、あらかじめ対象者名簿から除外しております。ただし、実施団体の判断で対象者に含める場合は、対象者名簿受領書において地域共生推進課までお申し出ください。

※申請時の対象人数及び記載金額に当該人数分を加算して算出してください。

#### 2 対象者名簿に対象外の方が含まれている場合

送付した名簿に、本事業の対象としない方が含まれている場合は、人数から除外して算定いたしますので、対象者名簿受領書において地域共生推進課までお申し出ください。

※申請時の対象人数及び記載金額からも、当該人数分を除算して算出してください。

#### 3 基準日より前に対象者名簿が必要な場合

6月以降随時作成いたします。必要な場合は、希望日の3週間前までに地域共生推進課までお申し出ください。正式な名簿は7月中旬頃に再送します。

### 名簿の取り扱いに関する注意事項

**本名簿は極めて重要な個人情報**です。代表者の責任において、以下の事項を必ず厳守してください。

#### 厳格な管理と目的外利用の禁止

紛失・漏洩防止を徹底し、代表者の責任下で厳重に保管してください。また、**敬老行事の目的以外には一切使用できません**。

#### コピーの禁止

紛失・漏洩リスク防止のため、名簿の**コピーは一切禁止**とします。

#### 事業終了後の返却

事業終了後は、**速やかに地域共生推進課へ原本を必ず返却**してください。

#### 名簿の送付方法について

名簿は、紛失・漏洩防止のため**フラットファイルに綴じた状態にて、追跡可能な「簡易書留」**で郵送いたします。

発送

8月下旬  
頃

## 5 「お祝いのことば」送付について

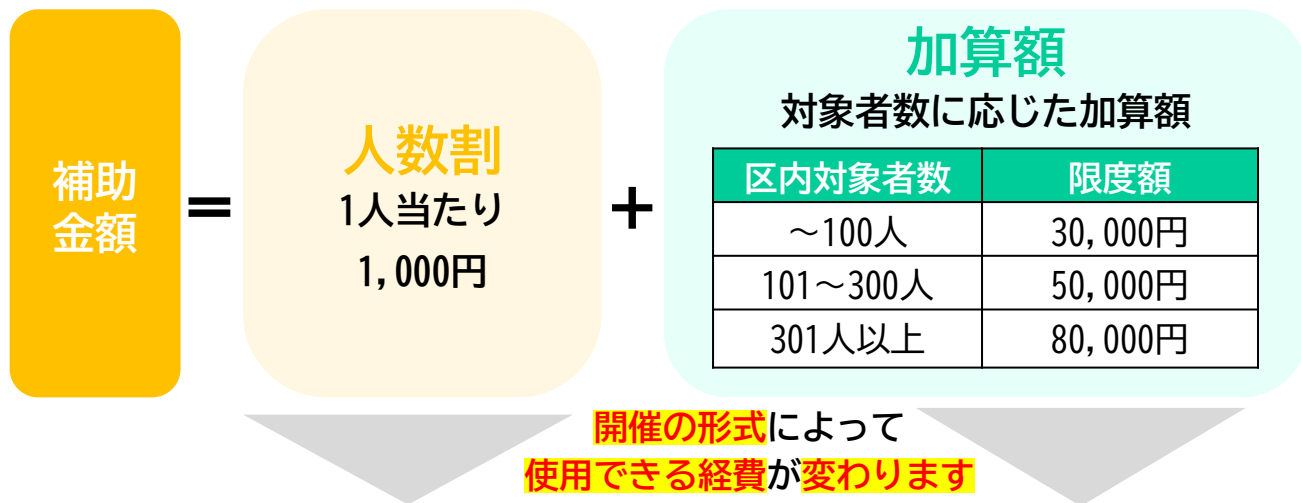
市長からの「お祝いのことば」は、敬老行事実施前の8月下旬頃に、地域共生推進課で対象人数分用意をします。



※8月までに実施の地区はあらかじめ地域共生推進課まで御連絡ください。

※対象人数分不要な場合は、地域共生推進課まで御連絡くださいますようお願いいたします。

## 6 補助金の交付額

基準日の名簿から、「人数割」及び「加算額」の合算により、補助金の交付額を算定します。



交流会形式	記念品配布形式
対象経費なし 	記念品代 

交流会形式	記念品配布形式
消耗品費、印刷製本費、報償費、食糧費、旅費、保険料、賃借料、使用料、その他市長が定める経費	消耗品費、印刷製本費

### 支払方法について

事業実施前に支払う「概算払い」と事業実施後に支払う「確定払い」があります。基本は「確定払い」となりますが、状況に応じて「概算払い」を認めますので、各区等の状況に応じて、どちらかを選択してください。

事業実施前支払い  
概算払い

交付申請時に請求書を提出してください。決定額から変動があった場合や加算額を使用しなかった場合などは、補助金の返金が必要となります。

事業実施後支払い  
確定払い

実績報告時に請求書を提出してください。実際に使用した額にて請求をいただくため、返戻等は発生しません。

## 7 補助金の交付額（一例）

開催形式や支払方法によってお手続きの内容が変わります。申請の際は、以下の表を御確認いただき、申請いただきますようお願いいたします。

交流会  
形式

人数割

対象経費：なし  
(対象人数) 50人  
× (1人あたり) 1,000円  
= 50,000円

+

加算額

(100人まで) 上限：30,000円  
対象経費：3ページに記載のと  
おり

記念品  
配布形式

人数割

対象経費：記念品購入費  
(対象人数) 50人  
× (1人あたり) 1,000円  
= 50,000円

+

加算額

(100人まで) 上限：30,000円  
消耗品費 5,000円  
印刷製本費 5,000円  
合計10,000円

### <注意事項>

- 人数割（上限1,000円）を超える記念品購入分について、加算額を充てる（補填する）ことはできません。
- 記念品配布形式において、1人あたりの単価が1,000円に満たない場合は、実際の購入金額を人数割の計算単価として適用します。

## 実績報告時の精算ルールについて

概算  
払い

申請時	実績が決定額より 少なかった場合	実績が決定額と 同額の場合	実績が決定額を 上回る場合
上限まで 申請	市へ返金	返金なし	返金なし
実費申請	市へ返金	返金なし	変更申請 + 追加請求

確定  
払い

申請時	実績が決定額より 少ない場合	実績が決定額と 同額の場合	実績が決定額を 上回る場合
上限まで 申請	実績額で支払い (減額)	上限額で支払い	上限額で支払い (上限止まり)

※確定払いは、基本的に補助上限額にて申請をいただき交付決定します。実績報告に基づく実費にて補助金を交付します。

## 8 補助金交付までの流れ

### ① 申請書等の発送／7月中旬頃発送

「対象者名簿」及び「補助金交付申請書一式」を送付いたします。

### ② 申請書等の提出／敬老行事実施前まで：8月21日（金）まで ※

下記書類を地域共生推進課へ御提出ください。

確認欄	提出物
	申請書
	事業計画書 ※申請後に事業内容が大幅に変更となる場合はあらかじめ市に協議が必要となりますので、できるだけ実情に合わせた事業計画書を作成してください。
	収支予算書
	請求書（概算払い） ※事業実施前の支払いを希望する「 <u>概算払い</u> 」の場合は、請求書を御提出ください。
	対象者名簿受領書

※8月21日（金）以降も申請できますので、敬老事業の実施について決定した段階で、**事業実施前までに**申請してください。

※期限を過ぎる場合は地域共生推進課まで御連絡ください。

### ③ 交付決定

補助金の交付決定に併せ、「交付決定書」、「実績報告書一式」を送付します。

### ④ 補助金振り込み【概算払いの場合】

事業実施前に支払う「概算払い」の場合は、**交付決定後**に、各区指定口座へ補助金の振り込みを行います。

**概算払いの場合は、補助金が必要な理由を記載いただきます。**

## 9 敬老事業実施後の流れ

### ① 対象者名簿の返却

事業終了後、「対象者名簿」原本を地域共生推進課へ御返却ください。

### ② 実績報告

事業終了後、あるいは実施団体の決算後、速やかに下記書類を地域共生推進課へ御提出ください。

確認欄	提出物
	実績報告書 <u>※交付決定時の補助金額から増加した場合は、変更交付申請書の提出が必要となります。</u>
	事業報告書
	収支決算書
	領収書の写し
	請求書（確定払い） ※事業実施後の支払いを希望する <u>「確定払い」</u> の場合は、請求書を御提出ください。

### ③ 確定通知

補助額の確定により、「確定通知書」を送付します。

### ④ 補助金振り込み【確定払いの場合】もしくは精算・戻入処理 ※

#### ●確定払いの場合

実績報告書の内容確認後、事業実施後に支払う「確定払い」の場合は、交付確定後に、補助金の振り込みを行います。

#### ●概算払いの場合

概算払いでお支払い済の団体については、精算処理を行い、補助額が対象経費を上回った場合は、補助金を返戻していただくこととなります。返戻がある場合は、確定通知と併せて、納付書を送付します。

# 10 敬老事業の実施団体が区以外 (分館、公民館、社協分会、実行委員会等)の場合

お手数ですが通知を実施団体の長宛てに渡してください。

※回付を受けた実施団体の代表者の方は、今後の連絡先の把握のため下記について担当までお知らせください。

## 【担当】

塩尻市役所地域共生推進課高齢支援係 米窪

TEL : 0263-52-0280 (内線2127)

FAX : 0263-52-7732

## 令和8年度敬老事業実施団体について

敬老事業の実施団体が区以外のため、今後の連絡先を下記のとおりとしてください。

区名	
実施団体名	
(肩書) 代表者氏名	( )
代表者住所	〒 塩尻市
電話番号	

※ 区が実施団体の場合はこちらの報告は必要ありません。

担 当	地域共生推進課高齢支援係 米窪 電話 : 0263-52-0280 (内線 : 2127)
--------	--